

公立諏訪東京理科大学 学生への各種支援制度について

1. 学修支援制度

(1)支給額 (2)対象者 (3)人数 (4)資格・条件等 ※備考等

優秀学生奨学金(大学)

【第1種】(1)24万円 (2)大学2～4年生 (3)各学年4名を上限 (4)前年度の各学科学業成績上位1%程度である者
【第2種】(1)12万円 (2)大学2～4年生 (3)各学年8名を上限 (4)前年度の各学科学業成績上位3%程度である者

優秀学生奨学金(大学院)

【第1種】(1)24万円 (2)本学学部を卒業した大学院修士課程1年生 (3)4名を上限 (4)学部での学業成績上位5%程度である者
【第2種】(1)12万円 (2)本学学部を卒業した大学院修士課程1年生 (3)4名を上限 (4)学部での学業成績上位10%程度である者
※第1種、第2種ともに給付対象者となった場合は、修士課程1年次及び2年次の2回給付する

大学院生優秀者授業料減免

(1)年間授業料の半額 (2)大学院博士後期課程 (3)若干名 (4)学業等優秀と認められた者
※各自での申請が必要となります

海外研修支援奨学金

(1)最大20万円（プログラムごと設定） (2)大学、大学院 (3)プログラムごと設定 (4)成績条件等あり
※各自での申請が必要となります

資格取得支援助成金

(1)資格取得または受験にかかる受験費用及び移動費用の全額または半額 (2)大学、大学院 (3)予算の範囲内
(4)本学のDP及びCPとの相関性が高いと認定した資格 ※各自での申請が必要となります

学生正課内及び正課外活動 活性化助成金

(1)移動費用の半額以内、ただし1年度につき1人当たり5万円が上限 (2)大学、大学院 (3)予算の範囲内
(4)申請された活動計画が大学に認められること ※各自での申請が必要となります

2. 生活支援制度

(1)支給額 (2)対象者 (3)人数 (4)資格・条件等 ※すべて各自での申請が必要となります

経済的理由による授業料減免

(1)年間授業料の半額 (2)大学、大学院 (3)70人を上限
(4)経済的理由により授業料納付が困難で、かつ学業成績が優秀な者

経済的理由による授業料徴収猶予

(1)－ (2)大学、大学院 (3)制限無し (4)経済的理由により授業料納付が困難で、かつ学業成績が優秀な者

学費負担者の状況急変等緊急 理由による授業料減免

(1)年間授業料の全額または半額 (2)大学、大学院 (3)予算の範囲内 (4)学費負担者である保証人の失職、死亡等により家計が急変し、学費の支弁が困難になった者。ただし、家計急変の事由が生じた時から1年以内のもの。

自然災害被災学生に対する 学費等減免

(1)年間授業料の全額または半額または一部 (2)大学、大学院 (3)予算の範囲内 (4)学生本人または主たる家計支持者が災害救助法適用地域に居住し、原則として公的機関が発行する「罹災証明書」（又はその写し）が提出できる者。